

受付印

年 月 日 殿	法人番号	この申告の基礎 法人税の 修正・更正・決定・再更正 の 修正・更正・決定・再更正 による。	申告年月日
所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small> (電話)	事業種目	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 <small>(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)</small>	非中 小法人等
法人名 (ふりがな)	同上が1億円以下の普通法人のうち 小法人等に該当しないもの	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
代表者 氏名 (ふりがな)	経理責任者 氏名	期末現在の 資本金等の額	

第六号様式(その2)

年 月 日から 年 月 日までの 事業年度分又は 連続事業年度分 の 道府県民税の 申告書

(事業税)

摘要	課税標準	税率(1/100)	税額
所得金額総額別表5<36>	<28>		
年400万円以下の金額	<29>	000	00
年400万円を超え年800万円以下の金額	<30>	000	00
年800万円を超える金額	<31>	000	00
計 (29)+(30)+(31)	<32>	000	00
軽減税率不適用法人の金額	<33>	000	00
付加価値総額	<34>		
付加価値額	<35>	000	00
資本金等の額総額	<36>		
資本金等の額	<37>	000	00
収入金額総額	<38>		
収入金額	<39>	000	00
所得金額総額別表5<36>	<40>		
所得金額	<41>	000	00
付加価値総額	<42>		
付加価値額	<43>	000	00
資本金等の額総額	<44>		
資本金等の額	<45>	000	00
収入金額総額	<46>		
収入金額	<47>	000	00
合計事業税額 (<32>又は<33>+<35>+<37>+<39>+<41>+<43>+<45>+<47>)	<48>		00
事業税の特定寄附金税額控除額	<49>		
差引事業税額 (<48>-<49>-<50>)	<51>	00	00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	<53>		
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業			
所得割	<55>	00	00
資本割	<57>	00	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			
所得割	<59>	00	00
資本割	<61>	00	00
<54>のうち見込納付額	<63>		
差引	<64>		
摘要	課税標準	税率(1/100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	<65>	00	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	<66>	00	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	<67>	00	00
合計特別法人事業税額 <65>+<66>+<67>	<68>		00
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	<69>		
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	<71>	00	00
この申告により納付すべき事業税額 (<70>-<71>-<72>)	<73>	00	00
差引 (<73>-<74>)	<75>	00	00

摘要	課税標準	税率(1/100)	税額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	<1>		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	<2>		
還付法人税額等の控除額	<3>		
退職年金等積立金に係る法人税額	<4>		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 <1>+<2>-<3>+<4>	<5>		000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	<6>		000
法人税割額 (<5>又は<6>×1/100)	<7>		
道府県民税の特定寄附金税額控除額	<8>		
税額控除超過額相当額の加算額	<9>		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額相当額又は個別控除対象所得税等相当額の控除額	<10>		
外国の法人税等の額の控除額	<11>		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	<12>		00
差引法人税割額 (<7>-<8>+<9>-<10>-<11>-<12>)	<13>		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	<14>		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	<15>		00
この申告により納付すべき法人税割額 (<13>-<14>-<15>)	<16>		00
算定期間において事務所等を有していた月数	<17>		月
均等割額 (円×<17>/12)	<18>		00
既に納付の確定した当期分の均等割額	<19>		00
この申告により納付すべき均等割額 (<18>-<19>)	<20>		00
この申告により納付すべき道府県民税額 <16>+<20>	<21>		00
<21>のうち見込納付額	<22>		
差引 <21>-<22>	<23>		
東京都に申告する	特別区分の課税標準額	<24>	000
同上に対する税額 <24>×1/100	<25>		
市町村分の課税標準額	<26>		000
同上に対する税額 <26>×1/100	<27>		
法第15条の4徴収猶予を受けようとする税額	<77>		
中間納付額	<78>		
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店		
法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本等の額			
法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額			
決算確定の日	解散の日		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日			
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無	法人税 有・無	
法人税の申告書の種類	青色・その他	この申告が中間申告の場合の計算期間	
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無

(道府県民税)

関署  
与税理士名

(電話)

(特別法人事業税)